職場の

ハラスメント特別相談窓口

開設期間：令和元年12月2日（月）～令和2年3月31日（火）

職場における**セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント**の相談を受け付けています！

例えば、このようなことでお困りではないですか？

セクハラについて社内の相談窓口に相談したら**「それくらいのことは我慢しろ」**と言われた。

育児短時間勤務中に同僚から**「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」**と何度も言われ、苦痛を感じている。

同僚の前で上司から無能扱いする言葉を繰り返し受けて、つらい。

労働者

企業の担当者

セクハラの相談を社員から受けたが、会社としてどう対応すればいいのか。

新たに義務付けられた**パワーハラスメント**の防止対策は、なにをする必要があるか。

ハラスメントを発生させないために労働者に対して、どのような周知・啓発を行うべきか。

相談無料　**匿名可能**　**電話相談可能**　**プライバシー厳守**

和歌山労働局があなたのお力になります！
働く方も、企業の担当の方もお気軽にご相談ください！

和歌山労働局　ハラスメント特別相談窓口

【電話相談】 073-488-1170 （雇用環境・均等室）
※「ハラスメントに関する相談」とお伝えください。

【来局相談】 和歌山市黒田二丁目3番3号
和歌山労働総合庁舎4階 雇用環境・均等室

【受付時間】　平日8時30分～17時15分（閉庁時刻）
※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

和歌山労働局